

○南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例

〔昭和42年5月23日  
条例第8号〕

改正	昭和43年 1月23日条例第1号	昭和44年10月 1日条例第3号
	昭和45年 3月 4日条例第5号	昭和49年12月28日条例第5号
	昭和52年 3月 7日条例第2号	昭和55年12月22日条例第4号
	昭和57年 3月11日条例第2号	昭和60年12月27日条例第6号
	平成 元年 3月 8日条例第2号	平成 3年 3月 7日条例第2号
	平成11年12月16日条例第5号	平成15年 3月27日条例第1号
	平成18年 3月22日条例第2号	平成19年 3月29日条例第4号
	平成20年 3月24日条例第2号	平成23年05月30日条例第2号
	平成25年03月27日条例第3号	平成27年11月27日条例第1号
	平成29年03月28日条例第3号	令和 元年12月13日条例第4号

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため旅行することをいう。
- (2) 赴任 採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生活を維持している者をいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡

当時職員と生活を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

**第3条** 職員が出張し、又は赴任した場合には当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、第16条各号又は第29条第1項各号の規定に因り退職となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消も含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で公平委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中、交通機関等の事故に因り概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で公平委員会が定めた金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令）

**第4条** 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し、必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関し、必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は規則で定める。  
（旅行命令等に従わない旅行）

**第5条** 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わない旅行をした後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。  
（普通旅費の種類）

**第6条** 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ、1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。  
（特殊旅費の種類）

**第7条** 特殊旅費の種類は移転料、着後手当とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。  
（旅費の計算）

**第8条** 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合にはその現によつた経路及び方法によって計算する。

**第9条** 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号及び第2号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

**第10条** 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

**第11条** 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

**第12条** 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支給をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにならなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内

に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

## 第2章 旅費

（鉄道賃及び船賃）

**第13条** 鉄道賃及び船賃の額は、別表第2に掲げる旅客運賃、急行料金及び船賃による。

- 2 別表第2に掲げる運賃及び急行料金によることが、当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が支払担当者と協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

（航空賃）

**第14条** 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

**第15条** 車賃の額は、別表第2の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じた時はこれを切り捨てる。

（日当）

**第16条** 日当の額は、別表第2の定額による。

- 2 道内の市町村に旅行する場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する額の2分の1に相当する額とする。
- 3 隣接の市町に旅行する場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前2項の規定にかかわらず支給しない。

（宿泊料）

**第17条** 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じて別表第2の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむ

を得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（移転料）

**第18条** 移転料の額は、次に掲げる額による。

- （1） 赴任の際、扶養親族を移転する場合には路程に応じた別表第3の定額による額
- （2） 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には前号に規定する額の2分の1に相当する額
- （3） 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

（着後手当）

**第19条** 着後手当の額は、別表第2の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（遺族の旅費）

**第20条** 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

職員が出張中に死亡した場合には死亡地から在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

### 第3章 雑則

（旅費の調整）

**第21条** 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、前項の規定の統一ある適用を図るため、別に基準を定めるものとする。

3 任命権者は、旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、組合長と協議して定める旅費を支給することができる。

4 研修施設に宿泊した場合の宿泊料は、条例で定める額の限度内においてその実費を弁償する。

（事務引継等の旅費）

**第22条** 事務引継、残務整理等のため廃職又は退職となった者に出張を命じたときは、前職相当の旅費を支給する。

（実施規定）

**第23条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年5月17日から適用する。

2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、隣接を除く道内の市町村に旅行する場合の日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第16条第1項の規定にかかわらず、定額の2分の1に相当する額とする。

附 則（昭和43年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月4日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月28日条例第5号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月7日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月22日条例第4号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月11日条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 7 日条例第 2 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 16 日条例第 5 号）

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日条例第 2 号）抄  
（施行期日）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例）

別表第1

職 務 級 別 表

級別 \ 区分	職員及び給料表
一 級	組合長 副組合長 事務管理者
二 級	行政職（一） 2・3・4・5・6級  行政職（二） 3 級
三 級	行政職（一） 1 級 行政職（二） 1・2 級 その他の職員

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例）

別表第2

車賃、日当及び宿泊料

区分	車賃（1 k m につき）	日当（1 日につき）		
		宿泊料（1 夜につき）		
		町 外	町 内	町 外
1 級	37 円	2,600 円	3,000 円	11,800 円
2 級	37 円	2,200 円	3,000 円	9,800 円
3 級	37 円	1,700 円	3,000 円	8,800 円

備考

- 1 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道 100 キロメートル、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものには、その乗車に要する急行料金を支給する。
- 2 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、片道 100 キロメートル以上の旅行に限り、座席指定料金を支給する。
- 3 道外地域へ旅行する場合は、日当及び宿泊料の定額の 3 割をそれぞれ加算する。
- 4 冬期間（11 月から翌年 4 月までの間）の宿泊料については、定額に 300 円を加算する。
- 5 この表において町内とは、職員の勤務地の属する町の区域とする。

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例）

別表第3

移 転 料

区 分	鉄道 50 キロメートル未満	鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満
1 級	79,000 円	91,000 円	112,000 円	139,000 円	185,000 円
2 級	69,000 円	80,000 円	98,000 円	121,000 円	161,000 円

鉄道 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	鉄道 2,000 キロメートル以上
194,000 円	208,000 円	241,000 円
169,000 円	181,000 円	210,000 円

備考

路線の計算については、水路 1 キロメートル、陸路 4 分の 1 キロメートルをもってそれぞれ鉄道 1 キロメートルとみなす。